

## 7 公的年金保険が「積立方式」ではなく、「賦課方式」を採用していること その歴史的・社会的意義からの理由

### 公的年金保険が「積立方式」ではなく、「賦課方式」を採用していること その歴史的・社会的意義からの理由

#### 1 理解し伝えるべき項目

- (1) 年金給付額の給付費を賄うための財政方式には、大きく分けて現役時代に老後の年金の原資を蓄える「**積立方式**」と現役世代がそのときの高齢世代を支える「**賦課方式**」がある。
- (2) **積立方式は、運用収入を活用できる**メリットがある一方、急激なインフレが生じると積立金が目減りし、年金の実質価値を保障することが難しくなる。**賦課方式は、現役世代の賃金を原資としているために賃金水準に応じた財源を確保することができ、激しい経済変動にも比較的強い**。このため、実質価値を保障して高齢者の生活を守ることを目的とする公的年金は多くの諸外国において、賦課方式を基本とした財政方式が採用されている。
- (3) 歴史的には日本の公的年金保険は積立方式でスタートしたが戦後の激しい社会経済の動きの中、経済変動に強い賦課方式に移行してきた。ドイツやアメリカの公的年金においてもインフレによる積立金の目減りを経験し、積立方式から賦課方式へ移行してきた歴史がある。
- (4) 現在の日本の公的年金保険の財政方式は、**賦課方式を基本としつつ積立金も活用して将来の給付水準の確保を図っており、賦課方式と積立方式の良いところを組み合わせたもの**になっている。

#### 2 伝える際のポイント

##### (i) 年金の財政方式には「積立方式」と「賦課方式」がある。

公的年金制度の発足当初は、年金の給付費は少額だが時間の経過とともに増大する。これは制度発足当初においては老齢給付等の支給に必要な加入期間等の受給資格要件を満たす人が少なく、また加入期間も短いために受給者1人あたりの年金額も少額となるからである。しかし時間が経過するにつれて、老齢給付等の受給資格要件を満たす人が増加するとともに、それらの人の加入期間も長くなり、受給者1人あたりの年金額が増大していき給付費も増大していく。このような給付費を賄うための財政方式として、大きく分けると積立方式と賦課方式の二つの方式がある。

一般的に**公的年金は賦課方式を基本とし、企業年金等の私的年金は積立方式**を基本としている。このような違いは、

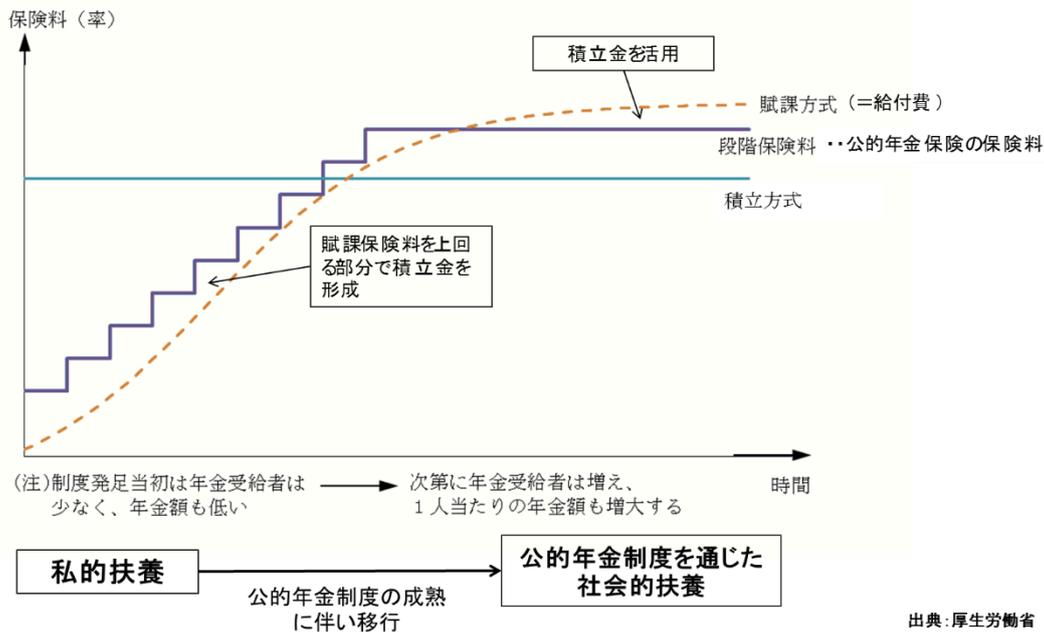
- ① 公的年金は年金の実質価値を保障するため年金額が賃金、物価に応じて改定される仕組みが導入されているのに対し、企業年金等には導入さ

7 公的年金保険が「積立方式」ではなく、「賦課方式」を採用していること その歴史的・社会的意義からの理由

れていないこと

- ② 企業年金等は、万一、(会社の倒産等により)年金制度を終了する場合に備え、積立金を保有する必要があること  
 といった**それぞれの性質の違いを踏まえ、ふさわしい財政方式が採用**されていると考えられる。

公的年金制度の成熟と保険料(概念図)



積立方式、賦課方式の特徴

積立方式の特徴	賦課方式の特徴
<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間保険と同様に現役時代に積み立てた積立金を原資とすることにより運用収入を活用できる</li> <li>○インフレによる価値の目減りや運用環境の悪化があると、積立金と運用収入の範囲内でしか給付できないため年金の削減が必要となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会的扶養の仕組みであり、その時の現役世代の(給与からの)保険料を原資とするため、インフレや給与水準の変化に対応しやすい(価値が目減りしにくい)</li> <li>○現役世代と年金受給世代の比率が変わると、保険料負担の増加や年金の削減が必要となる</li> </ul>
<p>( 少子高齢化で生産力が低下した影響はどちらも受けるが、積立方式は運用悪化など市場を通して、賦課方式は保険料収入の減少など年金制度を通して受ける。 )</p>	

出典:厚生労働省

## 7 公的年金保険が「積立方式」ではなく、「賦課方式」を採用していること その歴史的・社会的意義からの理由

### (ii) 「積立方式」とは何か。

積立方式とは、将来の年金給付に必要な費用（原資）をあらかじめ保険料で積み立てていき、老後にその積み立てを切り崩しながら年金を受け取る財政方式である。

理念的には、過去に保険料を納めた期間に対応して定まる年金給付に必要な原資が積立金として保有されていることとなる。

**積立方式の場合、運用収入を活用できるため、その分保険料を低く抑えることができるというメリットがある**一方、経済変動の影響を大きく受ける。インフレで積立金の価値が目減りした場合、予定していた運用収入が得られなかったりした場合は積立不足が生じ追加の負担が必要となる。この不足分は、既に高齢となっている受給者に負担させることが困難であるため、一般的には、それ以降の被保険者が保険料により負担することとなる。この場合、世代間扶養の賦課方式の要素が入ってくることとなる。



### (iii) 「賦課方式」とは何か

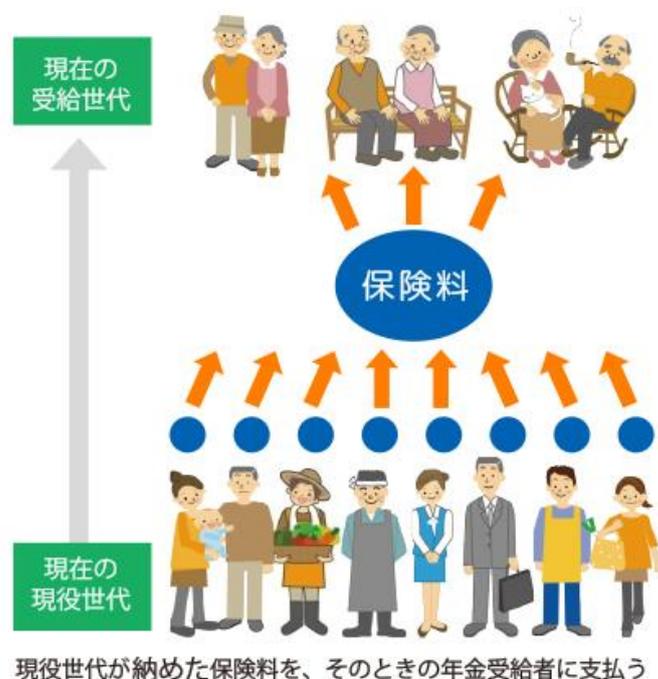
賦課方式とは、そのときの受給世代の年金給付に必要な費用を、そのときの現役世代の保険料で賄っていく世代間扶養の考え方に基づく財政方式である。

**賦課方式は、現役世代の賃金を原資としているためそのときの賃金水準に応じた財源を確保することができ、インフレなどの経済変動に強い。**このため、年金額を賃金、物価の変動に応じて改定し年金の実質価値を保障している公的年金保険は、賦課方式を基本とした財政方式が採用されている。また、日本だけでなく多くの諸外国の公的年金保険においても賦課方式を基本とした財政方式が採用されている。

賦課方式の場合、制度発足当初の受給者が少ない間は低い保険料で済むものの、時間の経過とともに受給者は増え、年金給付額が増加するので、保険料もそれに合わせて引き上げていくこととなる。また、少子高齢化が進む

## 7 公的年金保険が「積立方式」ではなく、「賦課方式」を採用していること その歴史的・社会的意義からの理由

と、受給世代に対する現役世代が減っていくため、保険料水準が上昇することとなる。



### (iv) 我が国の年金制度の財政方式の変遷

昭和 17 年に厚生年金制度（当時は労働者年金保険）が発足した当初は積立方式であった。しかし、第二次世界大戦後、厳しい社会経済環境において、インフレによる積立金の目減りや保険料負担能力が大幅に低下した上に、制度発足後間もないため本格的な年金給付は開始されていなかったことから、10%を超えていた保険料率を昭和 23 年に 3%まで引き下げた。その結果、賦課方式に近い保険料水準となり、その後、昭和 29 年の改正により、5 年毎の財政再計算に基づき段階的に保険料を引き上げていくことが法定され、賦課方式の要素が制度に組み込まれることになった。

昭和 36 年に発足した国民年金制度も当初は積立方式であった。しかし、当時の国民年金制度には年金額の賃金、物価スライドは組み込まれていなかったため、当時、定額で設定された保険料にはその後の賃金、物価上昇に伴う年金額の引上げは織り込まれていなかった（昭和 40 年の国民年金の標準的な年金額は月 5,000 円）。年金の実質価値の保障が公的年金に不可欠な仕組みであることを考えると、発足当初から賃金、物価上昇に伴う給付改善分は世代間扶養の賦課方式で対応することが予定されていたとも考えられる。

その後、高度成長による賃金上昇と 2 回のオイルショックによる物価上

## 7 公的年金保険が「積立方式」ではなく、「賦課方式」を採用していること その歴史的・社会的意義からの理由

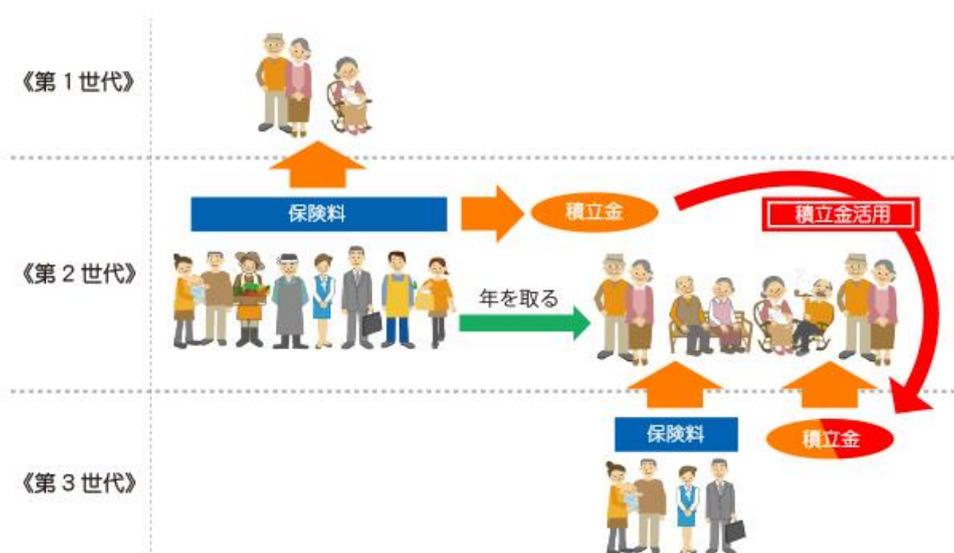
昇に伴い、国民年金、厚生年金の給付水準は大きく引き上げられたが、その給付改善分は、国民年金、厚生年金とも段階的に保険料を引き上げて対応することされ、賦課方式の要素が強まった。

昭和60年の全国民共通の基礎年金制度の導入により、公的年金制度は世代間扶養の仕組みが基本とされ、そのときの年金給付に必要な費用を、そのときの現役世代の保険料で賄っていく賦課方式が基本となった。

このように、我が国の年金制度は積立方式で出発したが、激しいインフレや経済の高度成長に伴って、積立方式を維持することが難しくなり、経済変動に比較的強い賦課方式に移行してきたのである。

さらに、このような経緯は日本だけのものでなく、アメリカやドイツにおいても激しいインフレによる積立金の目減りを経験し積立方式で発足した公的年金が賦課方式へ移行している。

現在の我が国の財政方式は、賦課方式を基本としつつ、積立金も活用して将来の給付水準の確保を図る財政方式をとっている。これは、賦課方式と積立方式のよいところを組み合わせしており、賦課方式を基本とすることにより激しい経済変動に備えつつ、積立金を活用することによって賦課方式のデメリットを補っているといえる。



### 3 振り返り

- (1) 賦課方式と積立方式のメリットを踏まえて、我が国の公的年金はどのような財政方式を採用しているか。
- (2) 積立方式で発足した公的年金は、どのような経緯を経て賦課方式に移行したのか。